

繁華街・歓楽街の安全・安心の確保に向けた総合対策の推進について（概要）

（平成27年11月18日 鹿生企第533号ほか）

本通達は、繁華街・歓楽街の安全・安心の確保に向けて、

- 国内外の来訪者が安全で安心して訪れることができるまちづくりの推進
- 繁華街・歓楽街からの犯罪組織の排除と犯罪インフラの解体の推進

について定めたものである。

本通達の主な内容は、

- 対策の重点
- 実施要領

等である。